

おきなわ経営サポート会議事務局 行
(沖縄県信用保証協会経営支援部経営支援課)

TEL:098-863-5310 FAX:098-863-5316

E-Mail:keieishien@okinawa-cgc.or.jp

おきなわ経営サポート会議開催申込書

申込日	年 月 日
-----	-------

申込人及び代表者はおきなわ経営サポート会議の申込にあたって、次の要項を確認し、順守することを確約いたします。

申込人	法人名	住所
	氏名 (代表者名)	
借入先金融機関		※借入がある金融機関にチェックして下さい。 <input type="checkbox"/> 琉球銀行 <input type="checkbox"/> 沖縄銀行 <input type="checkbox"/> 沖縄海邦銀行 <input type="checkbox"/> コザ信用金庫 <input type="checkbox"/> 沖縄振興開発金融公庫 <input type="checkbox"/> 商工組合中央金庫那覇支店 <input type="checkbox"/> その他()

相談内容	相談内容にチェックして下さい。		
	<input type="checkbox"/> 支払緩和(条件変更)	<input type="checkbox"/> 追加支援	<input type="checkbox"/> 再生支援
	<input type="checkbox"/> 創業支援	<input type="checkbox"/> 債務整理	<input type="checkbox"/> その他()
	相談内容詳細		

※「おきなわ経営サポート会議」に関する連絡先を記載してください。

連絡先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 認定支援機関 <input type="checkbox"/> その他()	
	—	担当者:

【情報提供の同意について】

「おきなわ中小企業経営支援連携会議」における「おきなわ経営サポート会議」を利用するにあたり、以下に掲げる私に関する顧客情報並びに事業者及び事業者の代表者の個人情報、借入状況や保証状況等の確認のため、「おきなわ経営サポート会議」出席者に対して提供することについて同意いたします。

- ①氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報
- ②取扱商品、サービス内容、取引先等、経営内容に関する情報
- ③決算・税務申告に関する情報
- ④預金残高情報(過去のものを含む)・資産に関する情報
- ⑤融資残高・返済状況等、与信取引状況に関する情報(過去のものを含む)

【おきなわ中小企業経営支援連携会議 参加機関】

<地域金融機関>琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫
<政府系金融機関>沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫那覇支店
<専門家・士業>日本公認会計士協会沖縄会、沖縄弁護士会、沖縄税理士会、沖縄県中小企業診断士協会
<経営・再生支援機関> 沖縄県産業振興公社、沖縄県中小企業活性化協議会、沖縄県商工会議所連合会、
沖縄県商工会連合会、沖縄県中小企業団体中央会、沖縄債権回収サービス
<行政機関等> 沖縄県商工労働部、沖縄県総合事務局財務部、沖縄県総合事務局経済産業部、地域経済活性化支援機構、
中小企業基盤整備機構沖縄事務所

(裏面続く)

【反社会的勢力の排除】

申込人及び代表者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動など標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること
2. 申込人及び代表者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為